

韓国の保護義務者入院制度と 他害を行った精神疾患患者に対する入院制度

－ 厚労省検討会報告 －

2026年3月30日 韓日法律問題研究所 趙晟容

I 韓国の精神医療制度

1. 一般精神患者に対する法律と犯法精神患者に対する法律

(1) 一般精神患者に対する法律

- 精神健康増進及び精神患者福祉サービス支援に関する法律

(以下「精神健康福祉法」または「現行法」という)

2016年5月29日に旧精神保健法を全文改正、2017年5月30日施行

(2) 犯法精神患者に対する法律

- 治療監護等に関する法律(以下「治療監護等法」という)

2015年12月1日に治療監護法を改正、2016年12月2日から施行

2. 精神健康福祉法の入院類型

(1) 自発的な入院: 自意入院(41条)、同意入院(42条)

(2) 非自発的な入院: 保護義務者による入院(43条。以下「保護義務者入院」という)、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長による入院(44条。以下「行政入院」という)、応急入院(50条)

II 医療保護入院と類似した韓国¹の保護義務者入院制度(43条)について

- － 保護義務者入院：病院長が保護義務者の申請と精神健康医学科**専門医**(以下「精神科**専門医**」という)の診断により、精神疾患者を強制的に入院させる制度

1. 要件

(1) 手続的要件

「精神疾患者の保護義務者2名以上の申請」(43条1項。保護義務者が1名のみの場合は1名の申請とする) + 「所属が異なる2名以上の精神科**専門医**の入院が必要であるという診断」(43条4項)

1) 精神疾患者(3条1号)

- － 精神疾患者:「妄想、幻覚、思考や**気分**の障害等によって、**独立して日常生活を営むことに重大な制約がある人**をいう」

2) 保護義務者(39条1項)

- － 民法上の後見人、扶養義務者

3) 所属が異なる2名以上の精神科**専門医**要件の例外

- － 当該地域の病院や精神科**専門医**が不足している事情がある場合、同じ所属の2名の精神科**専門医**の診断することもある(43条11項、施行規則35条。例：島嶼地域、コロナ事態)

(2) 実体的要件(43条2項)

－入院の必要性に対する診断要件

－「入院治療または入所療養を受けるほどの程度または性質の精神疾患を患っている場合」(1号、精神疾患患者) AND

「自身の健康や安全、または他人に害を及ぼす危険がある場合」(2号、自傷他害の危険性)

－43条2項2号の「危険性」の判断基準

施行規則第34条第2項「法第43条第2項第2号において『保健福祉部令で定める基準に該当する危険とは、次の各号のいずれかに該当する場合を指す。この場合、該当するリスク基準を判断する際には、精神疾患者の病気、症状、症状、既往歴、行為の性質、または健康や安全に与える影響などを総合的に考慮しなければならない。

1. 自分または他人の健康または安全に重大または直接的な危害を加える場合
2. 自分または他人の健康または安全に重大または直接的な危害を加える蓋然性が高いと認められる場合
3. 自分または他人の健康または安全に常習的な危害を加える場合
4. 自身の健康や安全に重大または緊急の危険がある場合
5. 自分の健康や安全に重大または切迫した危険の可能性が高いと認められる場合

2. 入院手続

(1) 概要

- － 保護義務者の申請 → 入院の必要性を診断するための2週間以内の診断入院(43条3項) → 異なる病院に所属する2名以上の精神科専門医の一致した意見 → 病院長が入院を決定(43条4項) → 入院適合性審査 → 適合判定 → 入院確定

(2) 入院適合性審査制度(45条-49条)

1) 内容

- － 保護義務者入院と行政入院をした「すべて」の精神患者は入院適合性審査の対象、不適合判定 → 直ちに退院

2) 審査過程

- ① 病院長：精神患者に「直ちに」入院適合性審査を口頭・書面で知らせ、対面調査申請の意思を口頭・書面で確認
- ② 病院長：同委員会に審査書類を「3日以内」に提出
- ③ 入院適合性審査委員会：中の入院審査小委員会で入院適合性を審査（審査には対面調査を通じた審査と書面審査）
 - 対面調査：精神患者の「申請」または入院適合性審査委員会の「職権」で調査員によって行う
- ④ すべての審査と通知：「1ヶ月以内」(47条3項)、病院長：不適合通知があると「遅滞なく」退院させる(47条4項)

3) 現況

- －2024年非自発的入院の入院適合性審査：書面審査は1万7,022件(55.9%)、対面調査による審査は1万3,436件(44.1%)、対面調査の件数は2019年以降増加している。

(3) 保護義務者入院の期間(43条5項)

最初：3ヶ月以内、1次延長：3ヶ月以内、2次以降の延長：6ヶ月以内

3. 退院手続

(1) 概要(43条9項、55条-57条、59条1項・3項・4項、60条1項1号・61条、施行令30条)

- －精神疾患や保護義務者：退院を申請 → 病院長：退院をさせなければならない。
- －しかし、(保護義務者入院の**実体的要件**が存在 → 病院長：退院申請を拒否可能→) 精神疾患や保護義務者：退院請求 / 病院長：入院期間延長請求 → 地方自治体の長：回付 → 精神健康審議委員会(精神健康審査委員会)で審査)：通知 → 地方自治体の長：退院命令または**継続入院決定**/入院期間延長決定、**遅滞なく**書面で精神疾患・保護義務者に通知
- －地方自治体の長：請求の受理から「**15日以内**」にこの命令または決定、やむを得ない事情：10日まで延長可能
- －精神疾患や保護義務者が地自体の長の**継続入院**または入院期間延長の決定に不服：14日**以内**に再審査請求可能

(2) 精神健康審議委員会の審査(53・54条、56・57条等)

1) 内容

－精神健康審査委員会は別途に調査員制度はないが、地域によっては審査委員でもある精神健康福祉センターの職員が精神疾患者を訪問・調査し、委員会にその内容を報告する場合もある。

しかし、このようなケースは非常に稀であり、精神健康審査委員会の審査は書面審査が原則

2) 現況

－2019年7月1日~2020年6月30日基準の入院延長審査現況：入院延長審査件数は46,816件、入院延長は45,114件(96.4%)、退院は388件(0.8%)、却下は981件(2.1%)。入院延長審査中に退院)、再審査は306件(0.7%)、外来治療は9件、その他18件

(3) その他退院と救済手続

－臨時退院(63条)：病院長が、2名以上の精神科専門医の診断、3月の範囲で臨時退院を決定、地方自治体の長に通知

－人身保護法上の人身保護裁判請求(司法的統制)：2009年から15年間10人中1.5人が裁判所の命令によって入院解除

－国家人権委員会法上の陳情申請(準司法的統制)：強制執行力はないが、履行・是正・懲戒の勧告や捜査機関告発など可能、同法に被陳情機関の履行義務規定があり、言論公表等を通じて非陳情機関に圧力。

4. 入退院審査制度の限界

－入院適合性審査委員会制度と精神健康審議委員会制度という行政的統制手段を利用した入退院審査は、次のような制度的限界により、精神患者の**権利**は十分に保障されず、改善を求める**声**が多い。

- ① 入院適合性審査委員会・精神健康審議委員会の**所属**、委員長・委員の構成でみられる、調査の**独立性**と公正性の限界
- ② 書面審査中心による**実質的な審査**の限界
- ③ 審査人員と時間の不足による**実質的な審査**の限界
- ④ **手続**助力制度が施行初期であり、精神患者が入退院の請求と審査過程で十分な助力を受ける体系が整っていない

Ⅲ 他害行為を行った精神疾患に対する強制処分制度について

－ 処分類型

- ① 司法処分：保安処分である治療監護等法の治療監護処分、同法の治療命令処分
- ② 行政処分：精神健康福祉法の保護義務者入院、行政入院、応急入院、外来治療支援

1. 治療監護処分(治療監護等法 2条)

－ 禁錮刑以上の刑に該当する犯罪を犯した心神喪失者・心神微弱者、薬物・アルコール中毒者、精神性的障害者に、再犯の危険性があり、治療の必要性が認められる場合、これらの治療と保護、社会復帰および社会防衛のために、強制的に収容治療する制度

－ 他害行為を行った精神疾患者が刑事裁判を受けるとき、前の要件が満たされる場合、検察官の請求により裁判所が宣告

－ 期間：不定期処分、心神喪失者・心神耗弱者・精神性的障害者：15年以下内、薬物・アルコール中毒者：2年以下内

－ 審査：治療監護審議会が執行後6月ことに終了・仮終了を審査・決定し、また仮終了・治療委託の後6月ことに終了を審査・決定

2. 治療命令処分(治療監護法 2条の3)

- － 禁錮刑以上の刑に該当する犯罪を犯した心神微弱者や薬物・アルコール中毒者が、刑の宣告猶予または執行猶予を受けるとき、再犯の危険性があり、治療の必要性が認められる場合、彼らの治療と保護および社会防衛のために強制的に通院治療させる制度
- － 裁判所は前の要件が充足されれば、職権で保護観察とともに治療命令を宣告することができる

3. 保護義務者入院

- － 他害行為を行った精神疾患者が起訴されない場合、非自発的入院の適用は十分にあり得る。

4. 行政入院(精神健康福祉法 44条)

- － 地方自治体の長が自傷他害の危険性がある精神疾患者を、2名以上の精神科専門医の診断に基づき強制入院させる制度
- － 最近、保護義務者入院の要件強化による風船効果、精神疾患者の重大犯罪に対する積極的な対処、保護義務者の負担軽減と国家責任の強化政策のため、行政入院が急増している。
- － 2016年以前160名余り、2020年3,798名、2021年4,273名、2022年4,483名、2023年5,039名と最近は急増

(1) 要件

－ 手続的要件(44条1項、7項)

「精神科**専門医**または精神健康**専門要員**の申請」 + 「**2名以上の精神科専門医**の入院が必要であるという一致した**診断**」

－ 実体的要件(44条1項、4項、7項)：「自身の健康または安全、あるいは他人に害を及ぼす**危険**」(自傷他害の**危険性**)

(2) 手続

－ 申請 → 2週間以内の**診断入院** → 地方自治体の長が決定 → 入院適合性審査 → 入院確定(適合判定の場合)

(3) 期間(62条)

－ 最初入院：3ヶ月以内、1次延長：3月以内、2次以降の延長：6月以内

5. 応急入院(50条)

－ 自傷他害の**危険性**が高く、非常に緊迫な**状態**にある精神疾患者を、3日の**範囲内**で強制入院させる制度

－ 形式的要件：警察官の同意と**医師(≠精神科専門医)**の**診断** + 実体的要件：自身の健康または安全あるいは

他人に害を及ぼす**危険**が大きいこと(自傷他害**危険**の**重大性**)、**状況**が非常に緊迫していること(緊迫性)、

他の類型の入院をさせる**時間的余裕**のないこと(応急入院の**補充性**)

6. 外来治療支援(64条)

- 自傷他害の**経歴**がある精神疾患のうち、非**自発**的入院の退院を控えているか、外部での治療を**中断**した人**に対して**、
病院長や精神健康福祉センター長の請求を受け、地方自治体の長が**精神健康審査委員会**の審査に基づき外部で1年の
範囲内で**強制治療**を受けさせる制度
- 外来治療支援を拒否した場合：地方自治体の長は、**対象者に対し**、**自傷行為**の**危険性**を判断するための2週間の**評価**
入院を命じることができ、その結果に基づいて**外来治療支援**を撤回するか、または**自発**的入院、**行政入院**の措置、ある
いは**保護義務者**入院の申請を求める措置を取らなければならない。
- 期間：地方自治体の長（←**精神健康審査委員会**）が1年の**範囲**で期間を定める。
- 現況：**2023年**外来治療支援の請求件数：全国**11**件 / 支援件数：全国**10**名、**2022年**外来治療支援の請求件数：全国**14**件 /
支援件数：全国**11**名 → **人権侵害**の恐れが大きという批判が強く、**実際**あまり利用されていない

ご清聴ありがとうございます。